

事例 2

事例の概要

【税理士法違反の態様及び関係条項】

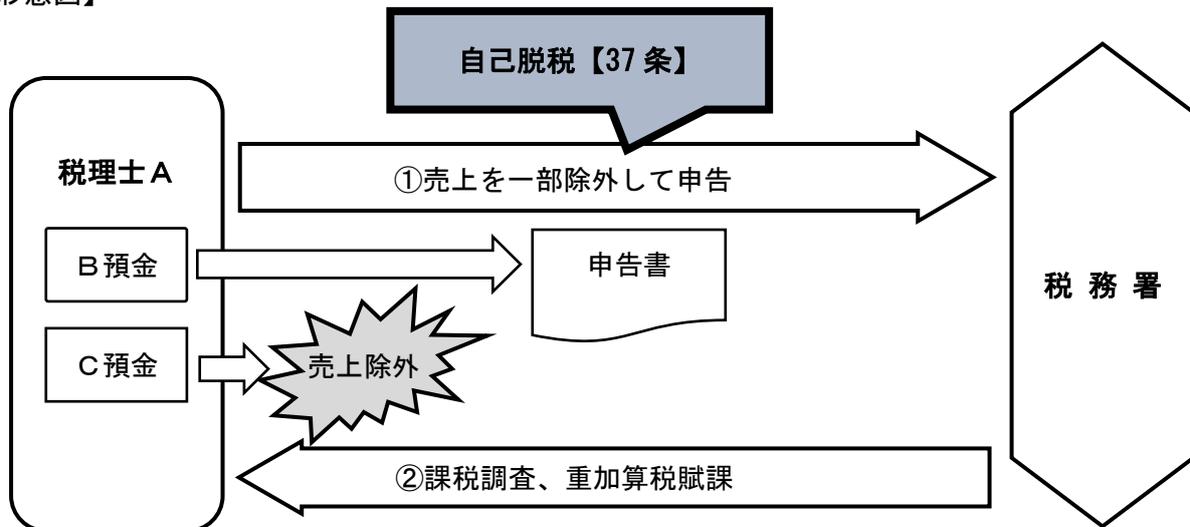
税理士：自己脱税

- ☞ 税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）違反
同第 46 条（一般の懲戒）該当

【事例の概要】

- 1 税理士 A は、自己の所得税の確定申告において、特定の預金口座（C 預金）に入金された売上を計上しないなどの方法により、所得金額を故意に圧縮した確定申告書を作成し《自己脱税》、税務署に提出した。
- 2 税理士 A は、税務署の課税調査を受け、自身の借金を返済するためのお金が必要だったので、売上の一部を除外していたことを認めた。また、税理士 A が行っていた売上除外については、仮装・隠ぺい行為が認められたため重加算税が賦課された。
- 3 税理士 A は、税理士法上の調査において、自身の行為が税理士法第 37 条に違反していることを認め、深く反省するとともに、二度と税理士法に違反しないことを誓約した。

【形態図】



【留意すべき事項】

- 信用失墜行為（法 37 条）⇒「税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。」と規定し、税理士の信用失墜行為を禁止している。
- 自己脱税⇒自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配している法人を含む。）の申告について、不正所得金額等があることをいい、法 37 条において禁止する信用失墜行為に該当する。
- 不正所得金額等⇒通則法第 68 条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額等。